

五十六

第一類第六号 文化委員会議錄 第十四号 昭和二十三年六月二十二日

秋分の日 秋分日

祖先をうやまい、なくなつた人々をしのぶ。

文化の日 十一月三日

自由と平和を愛し、文化をすすめる。

勤労感謝の日 十一月二十三日

勤労をたつとび、生産を祝い、國民たがいに感謝しあふ。

第三條 「國民の祝日」は、休日とする。

附則

(1) この法律は公布の日からこれを施行する。

(2) 昭和二年勅令第二十五号は、これを廃止する。

昭和二十三年十月二十二日印刷

昭和二十三年十月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局